

講義名	憲法			授業形態	
担当教員	大芝 理穂	開講期・曜日・時限	後期 水曜日 3時限		
		単位数	2	履修開始年次	1年生

### 主題と概要

主題：周りに人にも伝えたいような憲法15話  
 概要：日本国憲法の基本原理を概観し、個別の人権が現実の政治や社会、日常生活のなかでどのように扱われているのかについて講義する。また、国会、内閣、裁判所といった国の政治機構や地方自治などについても扱う。テキストを参照しながら、学説や裁判例を補足し、受講生の皆さんと考えながら授業を進めることを心掛ける。

### 到達目標

- ・人権に関する基本的な知識を取得し、解釈の方法や裁判例の読み方を身につけることができるようになる。
- ・国会・内閣・裁判所・地方自治など、国や地方の政治が動く仕組みを理解することができるようになる。
- ・現実の政治や社会、日常生活における人権の扱いをめぐり、自らの力で問題を発見し、解決や改善のための方向性を示すことができるようになる。
- ・上記の身につけた知識を講述できるようになる。

### 提出課題

授業内あるいは授業直後に、授業内容をふまえた小レポート（レスポンスを使用予定）を実施します。

### 課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバックの方法

小レポートの解答は、次回授業冒頭で解説します。授業後に個別の質問にも応じます。

### 評価の基準

学期末試験：授業内容を踏まえた論述形式の試験を行います。実施が難しい場合はレポートに変更します。50%  
 提出課題：授業内あるいは授業直後に、授業内容をふまえた小レポートを実施します。50%

### 履修にあたっての注意・助言他

授業を受けることと試験で点数を取ることで、単位を取得し憲法を理解できるように設定しています。みなさんの、授業を受けようという気持ちをもっとも重要です。受講者のみなさんのご協力が必要です。共に学習していきましょう。

教科書	.憲法への招待 新版.	渋谷秀樹	岩波新書	924	9784004314707
-----	-------------	------	------	-----	---------------

### 参考図書

.なし.					

### その他

適宜紹介します。六法は必要ありません。

### 授業計画

- 第1回：憲法とは何か（テキスト：はじめに、1-4） 日本国憲法の歴史的背景や改正、憲法規範性について。
- 第2回：人権とは何か（テキスト：5、6、9） 人権の享有主体、法の下での平等について。
- 第3回：人権とは何か（テキスト：7、8） 憲法に書かれていない事例は人権と呼べるのか。
- 第4回：思想・良心の自由（テキスト：10） 日の丸、皇が代に関する訴訟を題材に考える。
- 第5回：信教の自由と政教分離（テキスト：11） 政教分離に関する事例を参照し、どのような問題があるか。
- 第6回：表現の自由（テキスト：12） 表現の自由の意義、ヘイトスピーチなどの問題について。
- 第7回：刑事手続、冤罪の権利（テキスト：13） 適正手続、裁判員裁判、死刑制度などについて。
- 第8回：経済的自由（テキスト：14） 経済的自由の歴史や実際の判例について。
- 第9回：生存権（テキスト：15） 人間らしく生きるとはどういうことなのか。
- 第10回：教育と自己決定権（テキスト該当なし） 教育を受ける権利は、どのような状態が保障されているといえるのか。
- 第11回：労働権（テキスト該当なし） 「勤労の義務」とは何なのか。
- 第12回：参政権・国会・地方自治（テキスト：16、21、24） 民主主義のあるべき姿や、立憲主義との関係について。
- 第13回：内閣・裁判所（テキスト：17、22、18、23） 行政権とは何か、司法権とは何か。
- 第14回：平和主義（テキスト：20） 平和主義や平和的生存権に関する学説や判例を参照し、日常生活との関係などを考える。
- 第15回：天皇（テキスト：19） 天皇が憲法上どのような存在であるか、現実の問題となっていることについて。

### 授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A-L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

### 準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

- 予習：授業負担のテキスト該当箇所を熟読（2時間）
- 復習：授業内容をふまえた論述問題を、宿題として設定する（2時間）

### 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

憲法は、国の資格です。これからみなさんが活躍する「社会」の根本の部分です。憲法を知ること、「社会」で起こることに対して自身の意見を持つことができ、生きやすくなるのではないかと思います。憲法学は、英文から翻訳方法を教える作業を行います。みなさんの想像力・創造力が必須になりますし、その力を養うための知識を収集する力も必要になります。つまり、自主的に調べ、自分の意見とは異なる意見に寛れ、自分の意見を作る力です。本講義を通じて、上記のような力が身につく手助けができればと思います。

### 双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

なし。

### 実務経験の有無及び活用

なし。

### 備考

なし。